

注1・2

注1

老企36号第二-2訪問介護費 - - に「利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。」とあり、**身体介護（通院・外出介助）に該当します。**

「**身体介護**」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行うものをいいます。（老企36号第二-2訪問介護費 - 抜粋）

注2

「日常生活上・社会生活上必要な行為」とは、在宅生活を送る上で常日頃行っている、又は行わなくてはならない行為のことを意味します。日頃予想されない自己都合による行為は算定対象外であり、他の方法での対応が想定されるものについても算定対象外です。